

## 播磨中央公園 協会施設(サイクルランド)賃貸借条件

### 1 賃貸借施設

サイクルランド

### 2 賃貸借期間

次期指定管理者が、播磨中央公園の指定管理者である期間  
(令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間)

### 3 賃貸借施設の概要

次期指定管理者が、公益財団法人兵庫県園芸・公園協会から賃貸借することができる施設は、基本的には、下表のとおりとする(令和6年5月現在)。

No.	名 称	設置面積等	備 考
1	サイクリング車	215 台	
2	バッテリーカー	12 台	
3	変わり種自転車	74 台	
4	コインロッカー	6 m <sup>2</sup>	
5	サイクルランド管理用倉庫	39.19 m <sup>2</sup>	
6	サイクルランド券売機	3 m <sup>2</sup>	
7	サイクルランド	15,074.01 m <sup>2</sup>	
8	サイクルランド管理棟	396.40 m <sup>2</sup>	
9	自転車格納庫	498.27 m <sup>2</sup>	
10	こども110番看板	1 本	
11	インラインスケート	162 セット	
12	サイクルランド便所	1 棟	

上記賃貸借施設は、現在、当協会が、県から都市公園法第5条に基づく設置許可を得て設置している公園施設である。すべての施設所有者は、当協会である。

#### 4 賃貸借施設の賃貸借料

令和7年度から令和11年度までの5年分の賃貸借料 (単位：千円)

区分	サイクルランド	備考
固定資産税	3,840	令和5年度実績768×5か年
県へ納付する使用料	0	同上
減価償却引当金	19,613	令和7年度～令和11年度
同施設から発生する利益相当額	27,550	過去5か年(H30～R4年度) 平均額5,510×5か年
大規模修繕、設備更新等に要する費用	10,470	(別表1) 大規模修繕 0 (別表2) 設備更新等 10,470
合計	61,473	(参考：12,295千円/年)

※標記の金額は概算金額であり、各項目の額については実費により精算するものとする。ただし、同施設から発生する利益相当額は除く。

(別表1) 大規模修繕(1件100万円以上)計画に関する費用 (単位：千円)

区分	大規模修繕等計画		修繕周期	賃貸借料の 積算内訳	賃貸借料 計上額
	大規模修繕等項目	所要額			
令和7～11年度	—	—	—	—	—

※大規模修繕費等は、原則として修繕周期に対して指定管理期間5年相当分を負担

(別表2) 設備更新(1件100万円未満)計画に関する費用 (単位：千円)

年度	設備更新等計画		賃貸借料 計上額	特記	
	設備更新等項目	所要額			
令和7年度	おもしろ自転車(5台)	1,500	2,094	※設備更新費(1件100万円未満)については、更新周期が短いため、全額の負担を求める。	
	サイクリング車(12台)	594			
令和8年度	おもしろ自転車(5台)	1,500	2,094		
	サイクリング車(12台)	594			
令和9年度	おもしろ自転車(5台)	1,500	2,094		
	サイクリング車(12台)	594			
令和10年度	おもしろ自転車(5台)	1,500	2,094		
	サイクリング車(12台)	594			
令和11年度	おもしろ自転車(5台)	1,500	2,094		
	サイクリング車(12台)	594			
合計			10,470		

#### 5 賃貸借施設の収支等

(単位：千円)

		支出	うち	うち	うち	うち	うち	うち	収入	収益	減価償却	(C)-(D)
		(A)	県への 使用料	保険料	補修費	運営委 託料	電気料	水道料	(B)	(B)- (A)=(C)	費 (D)	利益額
さいくるらんど	H30	13,794	0	188	1,603	0	22	0	25,405	11,611	3,346	8,265
	R1	15,982	0	193	2,250	0	210	0	27,328	11,346	3,420	7,926
	R2	15,394	0	172	2,156	0	222	0	22,175	6,781	3,722	3,059
	R3	17,719	0	205	2,253	0	86	0	26,035	8,316	3,629	4,687
	R4	16,161	0	158	1,014	0	341	0	26,210	10,049	6,434	3,615
											利益額平均	5,510
											5年分	27,550

※ 支出(A)は、大規模修繕等を除いた額

## 6 次期指定管理者と(公財)兵庫県園芸・公園協会の責任分担

区 分	次期指定 管理者	協会	備 考
大規模修繕費 (1件100万円以上)	△	○	大規模修繕(100万円以上)は施設設置主体である当協会が別表1により実施。次期指定管理者が支払う賃貸借料に含む。
中規模・小規模修繕費 (1件100万円未満)	○		次期指定管理者が当協会の承認を経て次期指定管理者の負担で実施。1件10万円未満(小規模)の修繕については、協会の承認は要しない。
設備更新費 (1件100万円以上)		○	
設備更新費 (1件100万円未満)	○		次期指定管理者が当協会の承認を経て次期指定管理者の負担で実施。1件10万円未満(小規模)の設備更新については、協会の承認は要しない。
修繕等による休業に係る費用	○		
施設賠償責任保険等保険料	○		
原状回復費	○		賃貸借期間満了時には、両者立会の上、引渡しの確認を行う。なお、設備等の原状回復費用は、次期指定管理者が負担する。
都市公園法第5条の許可条件 等の変更への対応	△	○	①県へ納付する使用料に変更があった場合は、増減額に応じて賃貸借料を改定する。 ②法5条許可の変更申請等については、次期指定管理者からの要請に基づき当協会が行う。 ③県が公益上必要と認め、当該許可の取消し・変更等が命じられるときにおいて、当協会及び次期指定管理者に損失補償が生じた場合における取り扱いについては、法28条の規定の例による。

## 7 その他主な賃貸借条件について

- (1) 賃貸借施設を当協会から借り受けて営業する場合は、別途契約を締結するものとする。
- (2) 賃貸借開始時及び賃貸借期間満了時には、両者立会し現状を確認の上、引渡しを行うものとする。
- (3) 賃貸借施設の調査のため、次期指定管理者の運営について実地調査、書類調査又は報告を求めることがある。
- (4) 賃貸借施設は、都市公園法上の公園施設であるので、公園施設以外の用途に使用してはならない。
- (5) 賃貸借施設の全部又は一部が滅失若しくは損傷し、使用に耐えない場合は、次期指定管理者は当協会に速やかに報告しなければならない。
- (6) 賃貸借施設を維持、管理又は使用する上で第三者に損害を与えた場合、次期指定管理者は当協会に速やかに報告するとともに、次期指定管理者の負担によりその損害を賠償しなければならない。
- (7) 次期指定管理者は、業務の一部を第三者に委託することができる。ただし、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託し、請け負わせた場合は、当協会に報告しなければならない。

なお、業務の一部を第三者に委託し、請け負わせる場合は、暴力団排除条例及び同施行規則に従わなければならない。

- (8) その他、賃貸借条件について疑義が生じた場合、次期指定管理者は当協会と協議しなければならない。

## 8 営業の概要

当協会の以下のアドレスのホームページを参照

(<https://www.hyogo-park.or.jp/harima/contents/zone/cycle/cycle.html>)

## 9 貸与備品一覧表

保管場所	品 目		取 得	
	品 名	メーカー・規格	年月日	数量
サイクル	ヘルメット掛け	西山鉄工所	H14. 3. 31	3
サイクル	冷蔵庫	ナショナル NR-B13T2	H9. 5. 14	1
サイクル	セールスマンデスク	コクヨ SD-BD H=1, 845mm	H9. 7. 24	4
サイクル	軽量ラック	2400×1800×600	H9. 7. 31	9
サイクル	ヘッジトリマー	共立 RMCHT260	H9. 7. 29	1
サイクル	刈刃研磨機	共立 KK-251	H9. 9. 20	1
サイクル	丸太調看板（事務所階段下）	ダイレクト	H10. 8. 17	1
サイクル	刈払機	共立 SRC-260	H11. 7. 7	2
サイクル	タイムスタンプ	アマノ(株) PIX3000	H12. 3. 2	1
サイクル	タイムスタンプ	アマノ(株) PIX3000	H14. 1. 7	2
サイクル	洗濯機	ナショナル NA-F42M1	H14. 2. 24	1
サイクル	エアーコンプレッサー	EARTHMAN ACP-39SLA	H22. 3	1
サイクル	50センチ産業扇	ナショナル F-50K2C	S63	1
サイクル	行事予定表			1
サイクル	部品棚	W=900、H=1, 700		4
サイクル	セールスマンデスク(ローカウンター)	(棚板込み)	H16. 3. 31	1
サイクル	事務所下侵入禁止看板	小野広告工芸	H20. 3. 31	1
サイクル	スーパー	豊和 66AH型	H3. 3. 25	1

上記貸与備品が、故障等により修繕又は更新する必要がある場合の次期指定管理者と当協会の責任分担は、「6 次期指定管理者と(公財)兵庫県園芸・公園協会の責任分担」と同様の扱いとする。